

社団法人 ふくい農林水産支援センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人ふくい農林水産支援センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を福井市松本3丁目16番10号に置く。
2 センターは、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 センターは、新規就農者への支援、農地保有合理化事業、造林および育林の事業、農林水産業に関する研修および教育等を行うことにより、農林水産業の担い手の確保および育成、農業経営基盤の強化の促進ならびに森林資源の整備を図り、もって福井県の農林水産業の発展および環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業の担い手の確保および育成に関する事業
- (2) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条に基づく青年農業者等育成センターに関する事業
- (3) 農業の無料職業紹介に関する事業
- (4) 農地保有の合理化に関する事業
- (5) 農業構造の改善に関する事業
- (6) 畜産振興および畜産施設の整備に関する事業
- (7) 造林、育林および伐採に関する事業
- (8) 分収造林および分収育林制度の促進に関する事業
- (9) 農林水産業に係る研修および教育に関する事業
- (10) 農林水産業に係る総合相談に関する事業
- (11) 農林水産業の振興に係る啓発および情報発信に関する事業
- (12) 農林水産業に係る調査、設計、研修および教育等に関する受託事業
- (13) 森林、森林に係る施設および緑化施設等の維持管理に関する受託事業
- (14) その他センターの目的達成のために必要な事業

第2章 社 員

(社員)

第5条 センターの社員（民法上の社員をいう。以下同じ。）は、センターの目的に賛同して加入した地方公共団体または法人とする。

（加入）

第6条 センターの社員となろうとする者は、理事長が別に定める加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、地方公共団体でない法人にあっては、加入申込書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）定款または寄附行為
- （2）役員名簿
- （3）法人の登記事項証明書

2 理事長は、前項の承認があったときは、その旨を申込者に書面により通知するものとする。

3 社員としての地位は、第10条の規定に基づく出資を完了したときに生ずる。

（資格の喪失）

第7条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）次条の規定により退会したとき。
- （2）第9条の規定により除名されたとき。

（退会）

第8条 社員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 社員が地方公共団体として廃止され、または法人として解散した場合には、その社員は退会したものとみなす。

（除名）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合において、その社員に対し、当該総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）定款またはその他の規程に違反したとき。
- （2）センターの名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為をしたとき。

（出資）

第10条 社員は、出資口数1口以上を有しなければならない。

2 出資1口の金額は、10,000円とし、全額を一時に払込むものとする。

3 社員は、出資の払込みについて、相殺をもってセンターに対抗することができない。

4 合併により新たに設置された地方公共団体が、センターに加入する場合は、当該合併により廃止された全地方公共団体の出資金の合計額を、新たに設置された地方公共団体が出資したものとみなす。

5 合併により編入、廃止された地方公共団体の出資金は、当該地方公共団体を編入する地方公共団体の新たな出資金とみなす。

(出資金の不返還)

第11条 社員が既に納入した出資金は、返還しない。

(届出)

第12条 社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を、理事長に届け出なければならない。

- (1) 社員が地方公共団体として廃止されたとき 廃止年月日
- (2) 社員が法人として解散したとき 解散年月日
- (3) 社員の名称、代表者の氏名、または主たる事務所の所在地に変更があったとき 当該変更の内容
- (4) 前号のほか、定款または寄附行為に変更があったとき 当該変更の内容

第3章 役員

(種類および定数)

第13条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上18人以内
 - (2) 監事 3人
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、理事に充てる。
 - (1) 福井県農林水産部長の職にある者
 - (2) 福井県農林水産部森づくり課長の職にある者
- 3 理事長および常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款および総会の議決に基づき、センターの業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産および会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (3) 財産および会計の状況または業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会および福井県知事に報告すること。
- (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、もしくは総会または理事会を招集すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て、解任することができる。この場合において、その役員に対し、当該総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 総 会

(種別)

第19条 センターの総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、センターの運営に関し、重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎会計年度終了後、2月以内に開催するものとする。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 社員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつ

たとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(4) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、監事が第15条第4項第4号の規定により招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号から第3号までの規定に基づく請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、社員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会においては、あらかじめ通知した事項に限り議決するものとする。

ただし、緊急事項等であって、出席した社員の3分の1以上の同意があるときはこの限りではない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面により表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は、出席したものとみなす。

(権能)

第28条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 社員の現在数、出席者数および出席者氏名(書面表決者および表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 前項の議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名および押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(種類および開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎会計年度終了後、2月以内に開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
 - (4) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、監事が第15条第4項第4号の規定により招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号または第3号の規定に基づく請求があったときは、その請求の日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第15条第4項第4号の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数等)

第35条 理事会については、第25条から第27条までの規定および第29条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」および「社員」とあるのは、それぞれ「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

(書面による議決)

第36条 理事長は、緊急を要する事項または軽微な事項については、全理事に対し書面による賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって、理事会の議決に代えることができる。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第37条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 事業に伴い取得した資産
- (3) 補助金
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資金の借入および寄付による取得)

第38条 センターは、事業を行うために必要な資金の借入をすることができる。

2 センターは、現金または現物で寄付を受けることができる。

(資産の種別)

第39条 センターの資産は、基本財産、基金および運用財産とする。

(基本財産)

第40条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 総会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

(基金)

第41条 センターに、強化基金、担い手育成基金および事業基金を設ける。

2 強化基金は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための資金とする。

3 担い手育成基金は、農業の担い手の確保・育成事業に係る青年農業者の育成強化を図るための資金とする。

4 事業基金は、農林水産業の経営基盤強化を図るための資金とする。

5 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金に充てることを指定して寄付された寄付金

- (2) 基金に充てることを指定して交付された補助金
- (3) 総会において基金に繰り入れることを議決した財産

(運用財産)

第42条 運用財産は、基本財産および基金以外の財産とする。

(資産の管理)

第43条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(処分の制限)

第44条 基本財産および基金は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 「農地保有合理化促進事業強化基金造成事業および農地保有合理化促進事業推進拡充基金造成事業の実施について」(昭和48年5月22日付け48構改B第1699号農林省構造改善局長通達) に基づき、福井県知事の請求に応じて、強化基金の全部または一部を福井県に返還する場合
- (2) 福井県知事の承認を得て、センターの行う事業のため、事業基金の一部を処分する場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、やむを得ない理由があり、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の承認を得て、その一部を処分し、またはその全部もしくは一部を担保に供する場合

(基金の運用益の用途制限)

第45条 基金の運用益は、拠出の目的とする事業を実施するために必要な経費以外に充てないものとする。

2 毎会計年度において、基金の運用益に剰余が生じたときは、総会の議決を経て、その全部または一部を翌会計年度に繰り越し、またはそれぞれの基金に繰り入れることができる。

(経費の支弁)

第46条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第47条 理事長は、毎会計年度開始前にセンターの事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類を作成し、総会の議決を経、かつ、福井県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、新たな予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入し、または支出することができる。

2 前項の規定による収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

(事業報告および決算)

第49条 理事長は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に福井県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときには、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第50条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、かつ、福井県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担および権利の放棄)

第51条 予算で定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第52条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第54条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項第2号の規定によるほか、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第55条 センターが解散のときに有する残余財産は、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する団体または福井県に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第56条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

ただし、軽微な事項については、理事長が別に定めるものとする。

(帳簿および書類の備え付け)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿および社員の異動に関する書類

(3) 理事、監事および職員の名簿および履歴書

(4) 許可、認可等および登記に関する書類

(5) この定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入および支出に関する帳簿および証拠書類

(7) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿および書類

第9章 補 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。ただし、軽微な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。(昭和41年4月1日)

附 則

この定款は、福井県知事の認可のあった日から施行する。(昭和51年11月4日)

附 則

この定款は、福井県知事の認可のあった日から施行する。(昭和57年4月17日)

附 則

この定款は、福井県知事の認可のあった日から施行する。(昭和61年3月25日)

附 則

この定款は、福井県知事の認可のあった日から施行する。(平成4年11月13日)

附 則

この定款は、福井県知事の認可のあった日から施行する。(平成6年5月13日)

附 則

この定款は、福井県知事の認可のあった日から施行する。（平成10年6月26日）

附 則

この定款は、福井県知事の認可のあった日から施行する。（平成11年4月1日）

附 則

この定款は、福井県知事の認可のあった日から施行する。（平成14年6月10日）

附 則

- 1 この定款の変更は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この定款の変更前に現に就任している役員の任期は、変更後の第16条第1項の規定にかかわらず、変更前の残任期間までとする。
- 3 次の各号に掲げる者は、変更後の第14条第1項の規定にかかわらず、平成17年4月1日に理事に就任するものとし、その任期は、変更後の第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年5月29日までとする。
 - (1) 高浜町長の職にある者
 - (2) 福井県農業会議会長の職にある者
 - (3) 福井県農業協同組合中央会専務理事の職にある者
 - (4) 花咲ふくい農業協同組合組合長の職にある者
 - (5) 福井県漁業協同組合連合会専務理事の職にある者
 - (6) 福井県指導林業士 杉本淑美
- 4 この定款の変更後最初に選任された役員の任期は、変更後の第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年5月29日までとする。